

京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画（仮称）（中間案） ～ 人権が尊重され誰もが自分らしく生きることのできる社会をめざして ～

第 1 章 はじめに

人権をめぐる現状

- 国際化
2024年（令和6年）末の京都府の外国人住民数は過去最高となり、今後も更なる増加が見込まれ、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進することが必要
- 情報化
SNSの普及等により情報の拡散力が増大しインターネット上の人権侵害が顕在化。加害者にならないための「責任ある情報発信」の観点からの人権教育・啓発に重点を置く必要
- 少子高齢化
少子高齢化が進み、超高齢化社会を迎え、年齢にかかわらず生き生きとした人生を送ることができるよう支援することが重要
- 人権意識の変化
人権意識の高まりを踏まえ、人権意識の変化に伴う人権問題の状況にも留意しながら取組を推進することが必要

人権教育・啓発に係るこれまでの取組状況

- 国際的な人権尊重の流れ
人権教育のための行動計画等を踏まえ、人権教育を積極的に推進。「ビジネスと人権」に関する国際的要請の高まりやいわゆる「複合差別」の問題も指摘
- 国内の動向
日本国憲法や教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神に基づき、人権意識の高揚を図る取組を推進
人権教育・啓発に関する施策については、「人権教育・啓発推進法（平成12年法律第147号）」及び同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」により、総合的かつ計画的に実施
個別の人権問題に対しては、いわゆる人権三法や「LGBT理解増進法（令和5年法律第68号）」等の施行に基づき、施策を推進
令和7年6月には、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が策定され、人権教育・啓発の取組を推進
- 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況
こうした国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、
 - ・ 1999年（平成11年）3月 「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を策定
 - ・ 2005年（平成17年）1月 「新京都府人権教育・啓発推進計画」を策定
 - ・ 2016年（平成28年）1月 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を策定
 - ・ 2021年（令和3年）3月 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」を策定毎年度の人権教育・啓発については、当該年度の重点取組を定めた実施方針・実施計画を定めるとともに、実施状況を取りまとめ、外部の有識者で構成する「京都府人権教育・啓発施策推進懇話会」において評価を得ること等により、施策の点検と計画のフォローアップを実施
こうした取組により、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進。特に、教

び感性の両面から理解を深め合うとともに、自己の権利の行使に伴う責任を自覚し、及び自己の人権と同様に他人の人権をも尊重するものであること

- 府民一人ひとりが、それぞれの個性が認められる寛容な社会の一員として、つながり、支え合うものであること
- 府民一人ひとりが、生涯にわたりあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるものであること
- 情報化の進展等社会情勢の変化に的確に対応するものであること
- 人権に関する相談に的確に対応するものであること

計画の性格

- 人権教育・啓発推進法第5条に規定する地方公共団体の責務として、京都府が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにするとともに、京都府人権尊重の共生社会づくり条例第6条に規定する推進計画であり、人権尊重の共生社会づくり施策の方向性を示すもの

計画期間

- 2026年(令和8年)4月から2036年(令和18年)3月まで (必要に応じて見直し)

人権尊重の共生社会づくり施策について

- **人権尊重の共生社会づくり**：府民一人ひとりが、人種、信条、性別、社会的身分、門地等により不当に差別されることなく、かけがえのない個人として相互に人権を尊重し合いながら支え合う共生社会を形成すること
- **人権尊重の共生社会づくり施策**：人権尊重の共生社会づくりのために行う人権教育及び人権啓発並びに相談体制の整備に関する施策
- **人権教育・啓発**：人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組
- **人権教育**：人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動
- **人権啓発**：府民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する府民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）
- **相談体制の整備**：相談窓口を設置し周知するとともに、相談内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること

人権尊重の共生社会づくり施策の推進に関する基本方針

- **一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発**
誰もが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力をのばすための取組を推進
- **共生社会の実現に向けた人権教育・啓発**
一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、ともに支え合いながら、生き生きと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進
今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえるとともに、日常の中にある無意識の思い込みや、何気ない普段の言葉や態度に含まれる課題を意識できるよう取組を推進
- **生涯学習としての人権教育・啓発**
人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学

習機会等を整えること

府民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用等により、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進

○ **自分のこととして考える人権教育・啓発**

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が府民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべき問題であるという認識を深め、地域・職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進

府民が主体的・能動的に参加できるような啓発や、身近で具体的な事例を、人権尊重の視点から考えることなども重要

第3章 人権問題の現状等と取組の方向

- 人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものであるが、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があり、具体的には、人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別、いじめや虐待、プライバシーの侵害などの問題が存在
- 人権教育・啓発は、府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自己の人権とともに他人の人権を守るという意識や社会の中で弱い立場の人々が社会参加していくという視点から、自らの課題として主体的に取り組んでいけるようにするための条件整備をすること
- 社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる場・機会を通して総合的に取り組む必要
- 誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取組により、ユニバーサルデザインの考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策を一層推進
- 学校教育においては、あらゆる教育活動を通して、一人ひとりを大切にした教育を進めるとともに、発達の段階に応じて人権尊重についての理解と認識を深め、自他の人権を守る実践的な態度が培われるよう、関係機関と連携を図って人権教育を推進
- 近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が取り上げられ、外国人のみならず、その他の集団に向けられることもある。インターネット上でも、人権侵害や差別意識を生じさせるような記載が問題
- 新型コロナウイルス感染症の拡大期には、感染者等に対する誹謗中傷を助長させる書き込み、活動自粛や営業自粛を過度に求める言動等の問題が発生
- こうした行為の背景には、さまざまなものが存在。思い込みや偏見によって意図せず相手を傷つけてしまうこともあり、府民へ正確な情報に基づく冷静な行動と人権への配慮を促す必要
- そのため、さまざまな場・機会を捉えた情報発信、広報・啓発をはじめ、府民の人権啓発・研修等への参加機会の拡大や交流の取組を通じ、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、人権侵害がない、誰もが自分らしく生き、参画することができる社会の実現を目指す

<課題横断的な人権問題に対する取組（社会情勢の変化等への対応）>

インターネット社会における人権の尊重

【現状と課題】

- インターネット上には、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行やこどもの性被害など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権に関わるさまざまな問題が存在
- 近年、インターネット上のヘイトスピーチとその拡散、被差別部落（同和地区）に関する識別情報の摘示などの事案や、AI技術を用いた偽・誤情報が多様な分野で存在し、災害時等において拡散するなど新たな問題も発生
- インターネット上のあらゆる被害の実態把握に努め、ICTリテラシーに基づく適切な利用や、誰もが加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進する必要

【取組の方向】

- 情報モラルとICTリテラシーの向上、フィルタリングサービスの利用啓発やSNS等の利用に関する注意喚起など、年齢等に応じた教育・啓発を推進
- 人権に関する正しい理解と認識を拓ける人権教育・啓発の実施とともに、相談体制の整備を図り、場面と目的に応じた相談・通報窓口の周知等を進め、人権侵害の未然防止や被害の回復に向けた取組を推進
- 表現の自由に十分配慮しながら実態把握に努め、人権を侵害する悪質な情報発信に対して、府内市町村や他都道府県等と連携して当該情報等の削除要請など個別に対応

感染症発生時における人権の尊重

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症では、感染者やその家族への誹謗中傷や営業自粛等に従わない事業者等への行き過ぎた非難などの差別につながる行為が社会問題化
- 感染拡大防止やリスクコミュニケーションの観点からも府民等に対して十分説明し、理解を得ることが必要

【取組の方向】

- 感染者等に対する誹謗中傷等は、人格や尊厳を不当に侵す許されない行為であり、憶測やデマに惑わされず正確な情報に基づき冷静に行動することなど、偏見・差別防止に向けた教育・啓発の推進
- 被害にあわれた方が、それぞれの状況に応じた必要な相談ができるよう、相談体制の整備に取り組むとともに、今後の新たな課題に対して、関係機関が連携・協力して必要な施策を実施

個人情報の保護

【現状と課題】

- 情報化の進展により、個人情報が独自の価値を持つものとして、大量に収集、商品化されるなど、安心して社会生活を営む上での大きな障害となる個人情報の流出や漏洩事件が発生
- 個人情報を取り扱う事業者には、個人情報保護法（平成15年法律57号）により、利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などが義務付け

【取組の方向】

- 個人情報保護法を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図るとともに、個人のプライバシーを守ることの重要性、情報の収集・発信における責任やモラルについての教育・啓発の推進
- 身元調査に関わる問題点についての啓発の推進と本人通知制度の普及に向けた市町村への支援

安心して働ける職場環境の推進

【現状と課題】

- 職場でのパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントやカスタマーハラスメントなどが存在、長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる企業が社会問題化
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた働き方の見直しや育児・介護との両立支援、働きやすい職場環境の必要性

【取組の方向】

- 職場でのハラスメント防止のため、企業の経営者や管理職等に対する研修等による意識啓発とともに、職場環境の改善に向けた取組を支援
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、働き方の見直しや仕事と育児・介護との両立を支援し、働きやすい職場環境の整備を推進
- 京都労働局と連携してコンプライアンスの徹底を図るなど、誰もが働きやすい職場環境の実現に向けた取組を推進
- 企業における人権デュー・ディリジェンスの取組促進のための人権教育・啓発を推進

自殺対策の推進

【現状と課題】

- 自殺は、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係など様々な社会的要因が複雑に関係する社会的な問題
- 京都府自殺対策に関する条例にもとづき、市町村、関係団体、府民等オール京都体制で自殺対策を推進

【取組の方向】

- 悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、共に生き、共に支え合う社会を実現するため総合的かつ計画的に自殺対策を推進
- ゲートキーパーなど自殺の防止等に関する人材の確保・養成
- 府民の理解促進、自殺予防の取組を推進するとともに、相談・支援体制の充実
- 自殺未遂者や自殺者の親族等に対する適切な支援を推進

災害時の配慮

【現状と課題】

- 一般避難所のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、要配慮者を含め、すべての方が安心して過ごすことのできる避難所の整備が重要
- 地域で適時的確に避難を促す人材を養成するとともに、高齢者や障害のある人などの災害時要配慮者も含めた避難の実効性を確保する必要
- 誤った情報に惑わされることなく、正確な情報を入手することや、人権に配慮した行動を

とれるよう取組を図る必要

【取組の方向】

- 要配慮者を含む全ての府民が安心して過ごせるよう、避難計画の作成や避難所運営を図るとともに、きめ細かな配慮や適切な支援について市町村等と連携した対応の推進
- 災害の全過程において「人権の主流化」の視点に立つとともに、男女共同参画の視点からの取組を推進
- 情報を正しく理解し、人権に配慮した行動ができる教育・啓発の推進

<個別の人権問題に対する取組（「全ての人が権利の享有主体である」との認識を深めるために）>

部落差別（同和問題）

【現状と課題】

- 部落差別（同和問題）について、結婚に関わる問題や住宅購入の際に同和地区への忌避意識が依然として存在していることがうかがえ、こうした心理面での課題が、戸籍謄本等不正取得事件、土地調査問題、インターネットを利用した悪質な書込み等の行為として表面化
- 特別対策事業の推進等により様々な場面で存在していた同和地区内外の格差は大きく改善。終了後は事業により得られた成果が失われないよう留意するとともに、現行制度を的確に運用して、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取組を進め、差別意識や偏見を解消するための取組を推進

【取組の方向】

- 差別意識や偏見を解消するため、人権尊重の視点から、効果的な啓発活動を推進するとともに、隣保館や公民館等を活用し、住民相互の交流を通じた地域づくりを推進
- 地域改善対策協議会の意見具申（1996年（平成8年））の基本認識のもと、引き続き現行制度を的確に運用するとともに、インターネット上の人権侵害の実態把握に努め、同和地区に関する識別情報の摘示等、特に悪質なものについては、削除要請を行うなど、必要な教育及び啓発、相談体制の整備に係る取組を推進

女 性

【現状と課題】

- 性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み等を背景とした差別的取扱い、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、依然として課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況
- 配偶者等からの暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等、性に起因する暴力などの問題が存在

【取組の方向】

- 京都府男女共同参画推進条例の基本理念にのっとり、様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むとともに、女性の人権が尊重される社会の実現に向けた取組を推進
- 女性に対する偏見や差別意識を解消するための啓発、性別に関係なく個性と能力を発揮できる環境整備や魅力的な地域づくりの推進
- 人権侵害やあらゆる暴力の根絶に向けて、関係機関との連携をより一層強化し、啓発から相談、一時保護、自立支援までの切れ目のない被害者支援等を推進。特に、性被害者に対し

ては、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター」を通じて行政、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携し、被害者の心身の負担軽減とその早期回復に向けて被害直後から総合的な支援を提供

- ハラスメント対策としては、府内企業の経営者や管理職等への研修を行うなど、人権教育・啓発を通して防止に努めるとともに、京都労働局等の関係機関とも連携し、相談や被害者への適切な支援を実施

こども

【現状と課題】

- こどもの貧困率は大きな改善に至っておらず、こどもの9人に1人が貧困状態にあるとともに、重大な人権侵害である児童虐待も高止まりの状況
- いじめ・体罰等は依然として深刻な問題。情報化の進展に伴いSNSでのいじめ等も発生
- インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなどの犯罪も横ばい傾向にあるものの被害者が低年齢化しており、こどもの人権を取り巻く環境は厳しい状況
- こども自身が権利の主体であるとの社会の認識は不十分であり、こどもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、社会総がかりでこどもの育つ環境を整備

【今後の取組の方向】

- こどもの意思が尊重され、権利が保障された状況の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進するとともに、家庭が子どもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援
- 子どもの虐待の未然防止・虐待を受けたこどもの迅速かつ適切な保護及び心理的ケア、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、子どもが安心・安全に暮すための取組を推進
- いじめの未然防止・早期発見・早期解消に取り組むとともに、個々の事象に対応できる支援・相談・指導体制を強化し、学校・家庭・地域社会・関係機関が連携した組織的な取組を推進
- インターネットやSNS等でのいじめについては、「ネットいじめ通報サイト」と併せSNSを活用した相談体制の整備を図るとともに、情報モラルについての指導を実施
- 児童ポルノの根絶などのため、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援の実施
- 「第3次京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づき、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた総合的な取組を推進

高齢者

【現状と課題】

- 高齢化が一層進行し、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加する中、高齢になっても、それぞれの経験や能力に応じて社会的な役割を担うことができる仕組みがあり、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会づくりに向けた取組が必要
- 介護保険施設や家庭における身体的及び精神的な虐待、身体的拘束等により、人権が侵害されるといった問題も発生
- 年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲のある高齢者についても雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生

【取組の方向】

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「京都府高齢者健康福祉計画」に基づ

き、医療・介護・介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の推進

- 虐待を受けた高齢者の保護、判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護するとともに、家族介護者への支援や介護負担の軽減等の取組を推進
- 意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわらず社会の支え手や地域活動の担い手として活躍することができるよう、雇用・就業機会の確保などの社会参加を支援
- 「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者等が暮らしやすいまちづくりを推進

障害のある人

【現状と課題】

- 障害の有無にかかわらず、全ての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが必要。依然として誤解や偏見による差別的言動や、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象が発生しており、精神障害や難病等をはじめ、障害や障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発などの取組が必要
- 障害者基本法、障害者差別解消法において、障害のある人に対する合理的配慮の概念が規定。府においても条例を制定し、共生社会の実現に向けて、社会的障壁の除去のための合理的な配慮の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの振興等の取組を推進
- 京都府の障害者雇用率は、法定雇用率を下回っている状況で施策の一層の推進が必要
- 虐待を受けた方の支援及び養護者に対する支援が重要

【取組の方向】

- 障害のある人がライフステージのすべての段階で、社会・経済・文化の各分野で平等に参加、活動できる社会を実現するため、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「京都府障害者基本計画」に基づいた取組の推進
- 虐待を受けた障害のある人の保護・自立支援や、養護者・家族介護者への支援や介護負担の軽減等の取組を推進
- 障害及び障害のある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場づくりの推進等、働く意欲のある障害のある人の雇用・就労の促進、学校における職業教育及び就労支援の充実などの取組を推進
- 「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、障害のある人等が暮らしやすいまちづくりを推進

外国人

【現状と課題】

- 新たに日本で生活する外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いから日常生活での問題や、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などの問題が存在
- 従来から京都府に生活基盤を持つ外国籍等の人々についても、公的年金、住居、就労、結婚などの問題が存在
- 特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が存在。さらに、インターネット上でのヘイトスピーチが後を絶たず、ヘイトスピーチが多様化している状況

【取組の方向】

- 異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取組など、地域でのつながりを深め、民族・国籍等による差別を許さない地域づくりを推進

- （公財）京都府国際センターを中心に関係機関と連携し、外国人住民等と共に暮らす地域づくりのための災害時支援体制の構築や生活支援、就・修学支援などの取組を推進
- ヘイトスピーチの問題については、「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」の運用や、ヘイトスピーチは許されないとのメッセージ発信、住民の理解を深めるための人権教育・啓発、相談体制の整備に関する取組を推進

ハンセン病・エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）・HIV感染症・難病患者等

【現状と課題】

- ハンセン病は早期発見と早期治療により完治する病気であるが、過去に行われた国の隔離政策等もあり、患者や元患者に対する根深い偏見や差別が存在
- 新規エイズ患者・HIV感染者については、性的接触による感染の広がりが顕著になってきている特徴があり、感染経路によってHIV感染者を差別する問題も発生
- 難病は、種類も多くさまざまな特性と個人差があるため、患者とわからないことがあることから、無理解による誤解や偏見が存在

【取組の方向】

- ハンセン病に対する正しい知識の普及、差別や偏見をなくすための啓発活動や生活全般に関する相談支援等の取組を推進
- エイズ患者・HIV感染者への偏見や差別を解消し、尊厳を持って暮らせる社会づくりに向けた総合的な取組の推進
- 難病に関する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止や相談支援の推進

犯罪被害者等

- 犯罪被害者等には、事件による直接的な被害だけでなく、心身の不調、司法手続等における精神的・時間的負担、プライバシーの侵害や精神的苦痛、経済的負担等の二次的な被害の問題が存在
- 京都府犯罪被害者等支援条例を制定し、府内全市町村においても犯罪被害者等支援条例を施行。更なる支援制度の周知、充実が必要
- 性暴力被害者は、心身への影響が甚大であり、日常生活を送ることが困難になることも少なくなく、また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向

【取組の方向】

- 犯罪等発生直後の病院への付き添いなど直接支援活動や精神的被害の軽減等初期的被害者支援の充実と適正な運用
- 犯罪被害者等に寄り添った中・長期にわたるサポート体制の充実と総合的支援の実施
- 性被害者の心身の負担軽減と早期回復を図るため、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター」において被害直後から総合的な支援を提供
- 犯罪被害者等への各種支援制度の周知、犯罪被害者等の置かれている状況への府民理解の促進

ホームレス

【現状と課題】

- ホームレスに至る原因はさまざまであり、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多く存在

- ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、府民の理解と協力を得て、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要

【取組の方向】

- 自立就労サポート支援や「ホームレス特措法（平成14年法律105号）」に基づき、国、市町村、関係機関、民間団体と連携・協力し、生活保護の実施等ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進
- 生活困窮者自立支援制度の実施主体である府内各市（福祉事務所設置自治体）と連携を図りながら、自立支援を推進

性的指向及びジェンダーアイデンティティ

【現状と課題】

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの当事者は、社会生活のさまざまな場面で偏見や差別などに直面。周囲に自分の性のあり方を打ち明けられないなどの生きづらさを感じる人の存在
- 「LGBT理解増進法」が施行され、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下、取組を推進

【取組の方向】

- 多様な性に対する府民の理解を深めるため、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発を推進
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由に、本来享受できるはずの制度やサービスが利用できない問題もあるため、企業をはじめ市町村、関係機関に働きかけ
- 国、市町村、関係機関等と連携し、相談体制の整備を推進

刑を終えて出所した人

【現状と課題】

- 本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在
- 本人の強い更生意欲とともに、地域社会に立ち戻ったときに受け入れる周囲の理解と協力が不可欠

【取組の方向】

- 国におけるハローワーク等を通じた総合的就労支援や府における自立就労サポート支援の実施
- 刑を終えて出所した人が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう啓発の推進

北朝鮮当局による拉致問題等

【現状と課題】

- 北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題
- 拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要

【取組の方向】

- 国や市町村とも連携し拉致問題の周知・啓発に取り組むとともに、帰国実現の際における被害者と家族を支援する体制づくり

- 府民の拉致問題への関心と認識を深めるため、国や市町村とも連携し、広く府民に対する啓発活動を推進

＜さまざまな人権問題＞

アイヌの人々

- アイヌの人々の民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発を推進

婚外子

- 婚外子であることを理由に偏見や差別を受けることがないよう、啓発を推進

識字問題

- 教育を受ける機会が保障されなかった人々に関する識字問題があり、この問題の解決に向け取組を推進

その他

- 今後、社会情勢の変化や科学技術の発展に伴い、さまざまな人権問題が顕在化することも想定。常に、その状況に留意しながら、この計画を基本的指針として、その解決に資する施策の検討を行い、取組を推進

第4章 人権教育・啓発の推進

- 府民それぞれが主体的な取組の中から、全ての人々が権利の享有主体であるということを認識し、
 - ・ 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
 - ・ 自分の人権を大切にするのと同じように他者の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる
 - ・ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができることとなるよう、第3章で掲げた人権問題について常に配慮するとともに、人権教育・啓発の推進にあたっては、さまざまな場や機会を通じ、生涯にわたり発達段階に応じた各種コンテンツを活用し、気づき、考え、行動することができるよう、「多様なきっかけづくり」を推進
- 法の下での平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、創意工夫をこらして地域の実情に即した取組を推進
- 人権に関する法律・制度等についての啓発等の推進
- 人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い具体的な事象を人権の視点から捉えることなどにより、人権教育・啓発を推進
- 人権教育・啓発は、人の心の在り方に密接に関わる問題でもあることから、その自主性を尊重し、内容や実施方法が人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう取組を推進

＜あらゆる場・機会を通じた人権教育・啓発の推進＞

保育所・幼稚園・認定こども園

【現状と課題】

- 保育所・幼稚園・認定こども園は、生涯にわたり豊かな人間性を育む基礎を培う大事な場
- 家庭や地域社会と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にすることをはぐくむなど、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要
- 新たに保育に携わる職員を含めたすべての職員が、人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要

【取組の方向】

- 乳幼児が人権尊重の精神の芽生えを感性としてはぐくむことができるよう、発達段階に応じて、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進
- すべての職員が高い人権意識を持ち実践することができるよう、研修を通して人権問題や人権教育に関する認識を深め、指導力の向上を図る取組の推進

学 校

【現状と課題】

- 児童生徒の発達段階に応じながら、あらゆる教育活動を通じた人権教育を実施
- 一人ひとりを大切にした教育を推進するために、同和教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、社会経済情勢等を踏まえた人権教育を推進
- すべての教職員が人権教育推進の担い手として人権尊重の理念についての認識を深めるとともに、経験の浅い教職員も不安なく人権教育に取り組めることが重要
- 児童生徒が学習したことが知的理解にとどまることなく、解決に向けて実践する技能や態度の育成に資する教材の開発や研修等が必要
- 私立学校及び専修・各種学校に対しても、人権教育の推進に資する資料の提供や学習機会の促進を図り、人権教育が積極的に取り組まれるよう支援するとともに、大学等についても、人権尊重の理念についての理解をさらに深め、幅広い人権教育を一層促進

【取組の方向】

- 一人ひとりを大切にした教育を推進するために、児童生徒の個々の実態等を的確に把握し、教育の実質的な機会均等の実現を図るとともに、希望進路の実現に向け学校の組織的な対応を充実
- 新たな人権上の課題に対応した人権教育資料等を整備、活用し、さまざまな人権問題に対する児童生徒の理解と認識を深めるとともに、体系的な人権学習の一層の充実し、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚をはぐくむ取組を推進
- 教職員自らが人権尊重の理念等についての認識を深め、高い人権意識を持つとともに、あらゆる人権教育に関する実践力・指導力を向上させるため、体系的、計画的な研修の実施
- 日常的・継続的に家庭との連携を深めるとともに、地域社会との連携・協働、福祉関係機関との連携を一層進め、児童生徒へのきめ細かな支援を充実させる取組の推進
- 児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境を整えるため、人権に配慮した学習指導、生徒指導、学級経営など、学校教育活動の全体を通じて、人権尊重の精神に基づいた学校づくりを推進
- 私立学校、大学等についても、人権教育が積極的に推進されるよう要請するとともに、人権について気づき、考え、行動することができる「多様なきっかけづくり」となるよう支援

地域社会

【現状と課題】

- 地域社会は、地域の人々が互いに思いやり、共に助け合いながらつながりを持つ場であり、様々な人々との交流を通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場
- 自分と同じように他者も大切にするという態度や行動が自然に表れるような人権感覚をしっかりと身に付けていくことが大切
- 地域の実情に応じた学習機会の提供、社会教育関係職員等の資質の向上、充実した人権学習を進めるための学習教材が必要

【取組の方向】

- 市町村の公民館、隣保館等を拠点とした人権に関する多様な学習機会の提供の支援
- 社会教育関係指導者の資質向上を図る研修の充実
- 視聴覚ライブラリーの充実や参加型学習を取り入れた学習資料の作成
- 学校教育との連携のもとに、ボランティア活動など多様な体験活動の機会の充実

家 庭

【現状と課題】

- 家庭は子どもが豊かな情操や思いやりなど、人間形成の基礎をはぐくみ、社会性を育てる上で重要な役割を担う場
- 子どもの虐待や非行などの子どもを巡る問題、DV、高齢者や障害のある人への支援の不足など家庭の問題の複雑・多様化、家庭をとりまく環境の変化を踏まえた取組を推進することが必要
- 日常生活における人権感覚をはぐくむため、学習活動の支援、サポート体制の充実、ネットワークづくりの推進等により家庭教育を支援することが必要

【取組の方向】

- 家庭教育の担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実や情報の提供、子育てや家庭教育について相談体制の整備
- 家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐため、家庭支援総合センターや児童相談所等の専門性を生かし、学校や市町村等との連携を強め、相談活動機能を充実
- 子育てや家庭教育支援に携わる関係機関職員等に対する研修の充実による資質の向上を図り、家庭の教育を支援する機能を強化

企業・職場

【現状と課題】

- 企業・職場は、その企業活動等を通じて府民生活に深く関わっており、地域や社会の構成員として重要な役割を担う存在
- 人権意識の高揚を図り、人権問題についての正しい理解と認識を深め、日常業務において常に人権に配慮し、その解決に向けた取組が推進されることを目的として、企業・団体の役員等に対する研修や公正な採用の推進を図るための啓発を実施
- 人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるといった認識が企業・職場内に定着していくことが必要
- 採用面接時に不適切な質問を行う事例の発生等があり、応募者の適性・能力のみを基準とした公正な採用選考を推進していくことが必要

【取組の方向】

- 人権が尊重される明るい企業づくりや、就職の機会均等を確保するため、企業・職場が実施する人権研修等に対し、情報提供などの支援を推進
- 雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業・団体の役職員等を対象とした人権啓発の研修会等の実施を促進するとともに、公正な採用選考等の啓発を推進
- 採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質向上に向け、研修や自主的な取組に対し、情報提供などの支援を実施

＜人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進＞

- 人権に特に関係する職業従事者として、教職員・社会教育関係職員、医療関係者、保健福祉関係者、消防職員、警察職員、公務員、メディア関係者等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進
- 法律家、議会関係者等に対しても、人権教育・啓発に関する情報を提供

教職員・社会教育関係職員

【現状と課題】

- 幼稚園や学校における教育の担い手である教職員は、未来を担う子どもの人権を尊重するとともに子どもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を担う存在。教職員自らが豊かな人権感覚、高い人権意識を持つことや人権教育に関する実践的な指導力を向上させることが不可欠
- 地域社会における人権教育の担い手である社会教育関係職員は、それぞれの地域における人権学習を積極的に推進していく指導者としての資質の向上を図ることが必要

【取組の方向】

- （教職員）各学校・園における研修とともに、教職員の主体的な研修を推進、京都府総合教育センターにおける研修の充実と推進
- 研修用ハンドブックや指導資料等の作成及び積極的な活用の推進
- 今日の社会・経済状況を十分に踏まえた人権教育推進のための研修と、人権問題の実態に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の専門家との協働、専門家による研修を通じた教職員の資質向上のための取組を推進
- （私立学校や大学等の教職員）人権意識の高揚を図る取組の要請、人権研修の実施
- （社会教育関係職員）地域社会における人権教育に関する認識の深化と、専門性を備えた指導者として資質向上を図るための研修の充実

医療関係者

【現状と課題】

- インフォームドコンセントの徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備が必要
- 医療従事者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、プライバシーへの配慮など患者の人権についての深い理解と認識の下、患者本位の医療を提供することが必要

【取組の方向】

- 患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるよう、医療関係者及び医療従事者を養成する学校や養成所、医師会等の医療関係団体における人権教育・啓発の充実について指導・要請等を実施

- 京都府の医療相談窓口である京都府医療安全支援センターにおける患者や家族の人権に配慮した対応の指導等の実施

保健福祉関係者

【現状と課題】

- 住民にとって身近な相談相手である保健福祉関係者に対して、人権意識の高揚に向けた研修の実施。また、保健福祉関係者を育成する学校等において、人権尊重に関する意識を高めるための教育を実施
- プライバシーの保護をはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が必要

【取組の方向】

- 施設等での虐待事案も踏まえ、保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等における保健福祉関係者に対する人権研修の充実に支援
- 保健福祉関係者を育成する学校や養成所及び研修機関に対する人権教育・研修の充実に指導・要請

消防職員

【現状と課題】

- 地域住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守ることを任務としており、人命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮することが必要
- 人権感覚と人権意識の高揚に向けた教育をより一層充実させることが必要

【取組の方向】

- 府立消防学校の課程での人権に関する正しい知識を修得
- 各消防本部において継続的に人権研修が実施されるよう要請

警察職員

【現状と課題】

- 個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持する責務を有しており、全ての警察職員が人権に関する一層の知識と感性を身につけることが重要
- 人権を尊重した警察活動を徹底するため、職務倫理教養の推進、適切な府民応援活動の強化をはじめとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び各級警察学校における教養訓練の充実が必要

【取組の方向】

- 適切な府民応接をはじめとした、捜査活動、被害者支援等のあらゆる警察活動の推進にあたって、公正かつ適切な職務執行を行えるよう、社会情勢の変化などにも適応した教養環境の整備
- 職場や警察学校における職務倫理等の教養の機会を通じて、人権意識をより一層高めるための教育訓練を充実

公務員

【現状と課題】

- 一人ひとりが確かな人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが必要
- 社会・経済情勢の急速な変化の中で顕在化・複雑化している人権に関する様々な課題を的確に捉え、より広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図るための研修等の実施

【取組の方向】

- （府職員）職務内容に応じた人権研修の一層の推進。各種の研修教材の整備等による職場研修や自己啓発の支援
- 府職員の自覚を促し、人権尊重に配慮した諸施策が実施されるよう、本計画を周知・徹底
- （市町村職員）指導者養成研修会等の実施により、積極的に各種情報の提供を行い市町村職員の人権意識の向上を支援

メディア関係者等

【現状と課題】

- メディアは府民生活と密接にかかわり、府民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持つ存在であり、報道や取材活動・情報発信等に当たっては人権に常に配慮が必要

【取組の方向】

- 府民に対して人権尊重の働きかけを積極的に行うよう、メディア関係者や情報発信者への要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道・情報発信等を促す取組を推進

くつながり支え合うための効果的なしくみづくり

指導者の育成

- 府民の身近で人権教育・啓発を推進していく指導者について、その養成にあたって研修を創意工夫するとともに、継続的な情報提供等によりその活動を支援

人権教育・啓発資料等の整備

- 専門的な研究や、実践的な学習活動の成果を踏まえ、対象者の発達の段階や習熟度を踏まえた効果的な学習教材・啓発資料等を開発

効果的な手法による人権教育・啓発の実施

- 幼児から高齢者まで、対象者に合わせ、生涯学習の視点に立って継続的に実施
- 人権教育は、発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育と社会教育が連携を図りながら推進
- 人権啓発は、人権強調月間（8月）、人権週間（12月）等で人権尊重に関する社会的気運の醸成を図るとともに、身近なテーマや、様々なメディアの活用、コンクールなど主体的に参加できる手法などにより、親しみの持てる内容となるよう工夫して実施

調査・研究成果の活用

- （公財）世界人権問題研究センターや大学等の調査・研究成果を活用し、質の高い、最新の知識の普及に努めるとともに、人権尊重の理念を実践していくための方法論の研究が推進されるよう要請

第5章 相談体制の整備

＜さまざまな相談窓口とその相互連携＞

相談体制の現状

- さまざまな人権問題が多様化・複雑化している現状において、インターネット上の人権侵害など、誰もが加害者にも被害者にもなり得る状況が生じており、相談体制の整備を一層、進める必要
- 相談者が必要な時に適切な相談窓口に着き、安心して相談できるよう、相談窓口に関する情報の提供が必要

相談機関相互の連携・充実

- 情報化の進展等、社会情勢の変化に伴い、相談内容も多様化・複雑化しており、相談内容に応じて関係機関が連携した対応をとることが必要。
- 身近に相談でき、迅速・的確な対応から救済につながるよう、様々な相談機関等によるネットワークの強化を促進
- 相談機関相互の連携強化や情報交換、相談機能の向上等を目的とした研修等の充実

＜相談窓口の周知及び工夫＞

- 様々なメディアを活用した相談機関等の一層の周知
- 府民が容易に、安心して相談窓口を利用できるよう、相談手法や時間・場所を工夫するとともに、プライバシー保護の徹底や相談環境の配慮等、相談体制の整備を促進

第6章 計画の推進

京都府における推進体制

- 全庁的な組織である「京都府人権尊重の共生社会づくり推進本部」を軸として、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的に計画を推進

国、市町村、民間団体等との連携・協働

- 国、市町村等の公共団体、NPO等の民間団体との協働関係を構築し、さまざまな機会を通じて、連携・協力して人権尊重の共生社会づくり施策を展開
- 市町村の人権教育・啓発に関する施策が、この計画の趣旨に沿って取り組まれるよう支援
- NPO等による自発的な社会貢献活動を行いやすい環境を整備し、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進
- （公財）世界人権問題研究センターとの連携・協力を進め、より効果的な教育や啓発の手法等について調査・研究の促進

計画に基づく施策の点検・評価

- 府民意識の把握に努めるとともに、毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定し、施策の実施状況について、外部有識者により構成する京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進懇話会において評価を得ること等により、施策の点検、計画のフォローアップを実施